

瑞穂市議会基本条例のパブリックコメントによりお寄せいただいた意見と議会の考え方

1.募集期間 平成23年10月24日～平成23年11月18日

2.応募状況

(1)応募者数 6名

(2)応募件数 30件

条文数	いただいたご意見(原文のまま)	議会の考え方
前文	平成22年、23年、瑞穂市まちづくり基本条例が制定され、平成23年9月の定例会にて議決、承認された。 その延長線に立って更に市民サイドに開かれた瑞穂市議会、議員の方々、様々な資質のレベルアップがもとめられようとしておる。 前文、下段より5行上は、その最たるものである。 瑞穂市のまちづくりに更なる市民との協働がなければ、絶えず移り変わる今日の政治、社会情勢の荒波は渡り切れるものでない。 昔から日本人には「襟を正す」と言う美しい言葉があった。今日的に言えば、倫理感 性か。 前文を読むことにより、第1章総則以降、その決意の程が見受けられる。	ご理解をいただき、ありがとうございます。 この前文には、この条例を制定した議会及び議員の考え方や決意を込めています。 議会、議員が一丸となりこの条例を遵守し、開かれた議会を目指し努力していく所存です。

第1条	市民(市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。以下同じ。) この市民の定義について、瑞穂市まちづくり基本条例第2条に準じてとありますが、そもそも、この定義をそのまま解釈すると市内に居住する、無職や学齢期以下の子供は市民としてみなされないと理解できる。 学生と職業についていないと市民ではないと理解されては困ります。 私の提案としては、 市民(市内に居住する個人及び市内において事業又は活動を行う法人その他団体をいう)とすればいいと思います。 文章は簡単で分かり易くがいいです。	市民という定義については、「瑞穂市まちづくり基本条例」に準じた考えをしています。 市民の意味としては、市内に居住し、また通学し、また通勤している個人全てのかたを指しており、住民のみならず、市内で活動している全ての個人及び法人を市民と呼んでいます。 市外からの通勤通学しているかたも市民に含まれます。
	「…市民が安全、安心して生活できる豊かなまちづくりを実現することを目的とする。」 とありますが、「まちづくり」というと「まちづくり条例」のような、あるいはハード面の充実のような印象があります。 目的としては議会が「豊かなまちづくりを実現」することも含めた「市民生活の向上」といった表現をつかわれてはどうでしょうか。	「豊かなまちづくり」には、道路や建物など、インフラ整備のハード面のみではなく、市民に係る各種の制度などのソフト面についても考えなくてはなりません。 「市民生活の向上」も「豊かなまちづくり」の中に包括すると考えます。
第2条第5項	第2条「5」 議会の機能強化及び円滑で効率的な議会運営を行うため、絶えずその改革に努めるとともに、議会内での申し合わせ事項等は、不断に見直しを行うこと。 とありますが、「不断」という言葉は意味としては、絶え間がない、あるいは決断力が乏しいという意味です。 従って、申し合わせ事項が、いいかげんな事項であるから、しょっちゅう見直しをする必要があるということになります。 立派な申し合わせ事項ならば、「不断」という言葉でなく、「適宜」あるいは「適切」という言葉に換えるべきだと思います。	ここでの「不断」の意味としては、前後の語句により、「絶えず」と意味が取れると考えます。 また、不断としたのは、その時々により適宜見直すのではなく、その事項を直す、直さないを別にして、いつでも絶え間なく見直す姿勢を表しています。

	「議会内での申し合わせ事項」は、議会の細かな慣例が記載されておられると思いますが、横須賀市、町田市などのように公開してはどうか？ （現状、一般質問の議員持ち時間といった基本事項すら市民には見えない。）	議会内での申し合わせ事項の公開につきましては、議員間で話し合います。
第2条第6項	市民の傍聴の意欲を高める為の緊迫した質問を期待したい。が、なかなかそういう場面にあまり出会わなかった。 行政、議員の方々に厳しいかも判りませんが、切磋琢磨し、持てるエネルギーを発揮してほしい。	今後のご意見に沿って、努力します。
第3条第3号	「一部団体及び地域の代表にとらわれず」の一文を追加してはどうか	条文のとおり「市民全体の福祉の向上」を目指すこととします。
第4条	会派の役割、位置づけが不明確な気がします。 会派というものに対し、代表質問権を認めるとか、調査費を認めるといった「議会での会派の扱い」が不明確に思える。 また、会派の理念の理念が各会派により広報されていないように思います。 それぞれの会派には、政策をより具体的、市民に理解出来る為にもマニフェストを発表することを必要とする。 議員として市民より選ばれたことを忘れず「実れば稔る稲穂かな」という古語を忘れず研さんをして頂きたい。 それ故に、会派毎のマニフェストを望む。	貴重なご意見として伺っておきます。
第5条第7項	第2条第6に通じますが、市民参加、市民協働し自ら豊かなまちづくりを行うためには、老若世代を超えた女性の力が必要とする。 と角、為政者は若い世代に眼をむけがちであるが、いろいろな世代に呼びかけそれぞれの持てる力を発揮してほしい。	特定の方のみならず、全ての市民の皆様に対して実施していきたいと考えています。

第6条	第6条 議会、市長、その他執行機関(以下「市長等」という。)と常に〇〇〇とあり、参考として、その執行機関の委員会名が下記のように書いてあります。 ① 教育委員会 ② 選挙管理委員会 ③ 農業委員会 ④ 監査委員会 しかし、地方自治法第180条の5によれば、上記以外に ○ 人事委員会または公平委員会 ○ 固定資産評価委員会 が決められています。 それと、このその他執行機関名は第6条文言の後にはっきりと明記すべきです。	執行機関については、主な機関を参考に記述しましたが、説明不足でした。 「瑞穂市まちづくり基本条例」に合わせ、全ての執行機関を条文中に記述します。
第7条第3項	この意味合いは、議会としての公式文書としての質問となる という意味でしょうか？ (基本的に市民であれ議員であれ回答の有無は別として、質問を出すのは自由だと思いますが、議長許可が得られないと質問を禁じるという意味合いなのでしょうか) また、質問と回答の扱いは質問した議員だけでなく議会内で情報が共有され、情報公開範囲となると考えていい？	ここでの「質問」については、議会における一般質問と同じ効力を持つもので、閉会中でも公式に質問できるものです。 今までの個人の議員活動としての質問を何ら制限するものではありません。 また、質問及び回答については、議会広報紙等にてお知らせできるように検討します。
第9条	条文末尾が「提出を求めることができる。」とあるが、語尾を「できる。」とした意図は？ 「提出を求める。」とした方がいい。	予算及び決算の議案については、以前より市長等から資料が提出されています。 提出された資料以外にも必要な場合、資料を要求できるように規定したものです。
第10条	任意的議決事項として「市行政全般に係る将来の目標・・・」とあるが、「全般」の文字は不要ではないか。 (福祉計画、都市計画などの限定分野の計画は議決事項としなくともいいのか。)	ここで言う「全般」とは、市政全部に係るという意味ではなく、市政の全ての分野の事項においてという意味です。 なお、議決を必要としないその他法令または条例に定めのあるものについては、議会に報告されます。

第5章	第5章 自由討議の活用の表題が洩れている。	大変失礼しました。 ご指摘のとおり明記させていただきます。
第11条第2項	議会が全議員の自由討論の中心とする場とするために、 自由討論を尽くしての部分、 自由討論を尽くさなければならない。そして、合意形成に努めなければならない。とすべきだと思います。	いずれも、同様の意味をもつものと考えます。
第15条	「開示するように求め、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。」とあるが文脈としておかしいのでは？ 区切って、また論点をはっきりとさせた議論を行うように努めなければならない」方がよいと思います。 また「市民にわかりやすい議論」という表記もおかしい。わかりやすさは市民と対峙する広報などの際に求められるのであって、委員会の議論には深み、専門性が必要。 分かりやすさも必要だと思いますが、専門性(難しい、込み入っているという理由で話を)排除すべきではない。	全ての会議につきましては、市民にわかりやすく論議を行うことが重要であると考えます。 たとえ、専門的な事項についてもその努力をすることが大切であると考えます。
第16条	専門的知見の活用「第16条」に調査について地方自治法100条の2の規定から、調査の可能性を記述してありますが、これだけでは物足りない。 議会が自治体の事務に重大な問題や疑惑があると思われる時には、具体的に調査の対象となる事案を特定して、「百条調査委員会」を設置して、関係者の証言を求めたり、関係資料や記録の提出を求めることができることを明記すべきです。 議会のもっている一般の調査権と異なり、強力な権限を有するので、一般の調査と区別するためにも、この百条調査委員会のことを記述すべきです。 どこの自治体でも、この百条調査委員会の制度があるために、議会が自治体の行政について、チェック機能を果たすための協力な手段になっていると言われています。	地方自治法第100条に規定される調査権については、特定の問題について真実を究明することを目的とした権利として規定されていますので、調査の範囲に限界があります。 議会基本条例では、地方自治法第100条の2の規定を活用し、全ての事項について、第3者に対して調査を委ねる事を条文化したものであります。

	専門知見の活用は、調査に限定しているが、調査以外にも事案によってはその分野のレクチャーなどの指導を仰ぐ、あるいは知識を補完するといったことも必要だと思います。	この条項は、調査事項のための専門的知見の活用を述べています。
第18条	議員研修の条文に、議員は研修報告書を作成し、公開しなければならない旨の条文を入れるべきだと思います。 公金を使うのですから、当然の責務だと思います。	議員研修の報告は、本会議で発表しています。 また、議会広報紙にも要旨を報告しています。
	「議員の政策形成、立案能力の向上を図るため」となっているが、それ以前に総合力としての議員力がもためられていると思います。 「責務を的確に果たすため」の方がいいのでは。 初任議員など、それぞれの議員に合わせた研修は必須であり、選挙で選ばれた素人が政治のプロとしてやっていくためには、体系立てた議員教育が欠かせないと思う。	議員研修については、議員一人ひとりの政策形成、立案能力の向上が最終的な目的と考え、研修の充実を図るように努力します。
第9章	第9章のタイトルに「議員の身分」となっているが、該当する条文がない。身分としては休職、除名に関する条項が必要では？	議員の身分は、地方自治法第126条から137条に明確に規定されております。 この章では、市議会の裁量範囲を規定しています。
第22条	議員は己の身分、責務の重大さをよく認識し、パワーハラスメントをみだりに行使するようなことはあってはならない。 徒党を組み、権力を笠に着ての言動は慎んで頂きたい。 瑞穂市民のお手本として言行一致であることを願う。	瑞穂市政治倫理条例を規範とし遵守することとしており、議員の言動について規定しました。
その他	議員個人への単独の市政調査費は不要だと思うが、市議員の市当局への情報公開請求などの実費相当分については議会として実費充当してはどうか。	貴重なご意見として伺います。

議会の質問の際、言葉がはっきりしないなど聞きづらい発言者もある。議員がその道のプロであるのであれば、選挙後には新任講習や、プレゼン講習などを受けるといった体制が必要では。議員を育てるのは、個人の資質だけでなく、組織体としての議会の役割。	議員研修の充実を図るように努力します。
委員会の傍聴者には、委員会を閉めた後に意見を伺う時間を設けることも考えてはどうか。(明文化する必要はないが)	貴重なご意見として伺います。
三重県議会、鶴ヶ島市議会では、傍聴規則からビデオ撮影、写真撮影、録音基本OKに改正されている。 携帯機器で簡単にネット中継がされる時代であり、公開を前提とすべきでは?	現在の議会傍聴規則では、議会の円滑な運営など秩序を守ることとして禁止しております。 なお、議会のネット中継などの配信につきましては、今後検討していきたいと考えます。
委員会審議などにおいて秘密会議が行われているが、扱いが不透明に思える。 議事録における守秘部分を限定したり、時限公開制度(10年後には開示可能)とすべき。 秘密会議であっても決定過程が精査される場合を設けないと審議において緊張感が生まれない。不明朗さがある。	議会の全ての会議につきましては、原則公開としています。 ただし、政策形成の途中であり、やむ得ない場合は秘密会としますが、政策形成が完了した際には、会議録を公開します。
農業委員との交流会とか商工会役員との意見交換会、教育委員、福祉関係者といった分野ごとの関係者懇談も必要では。(第5条の7とは別に)	貴重なご意見として伺います。 市民の方への報告会(意見交換会)を考えています。
私達の選んだ議員さん達の絆、何時も見守って居ます。 毎回の議会だよりも必ず目を通して居ます。また、時々傍聴にも出かけます。 私達の選んだ市長、議員と市民との会議が出来ればすばらしいと想います。是非実行して下さい。	市民の皆様の負託に答えるように議会、議員一丸となり努力していきます。